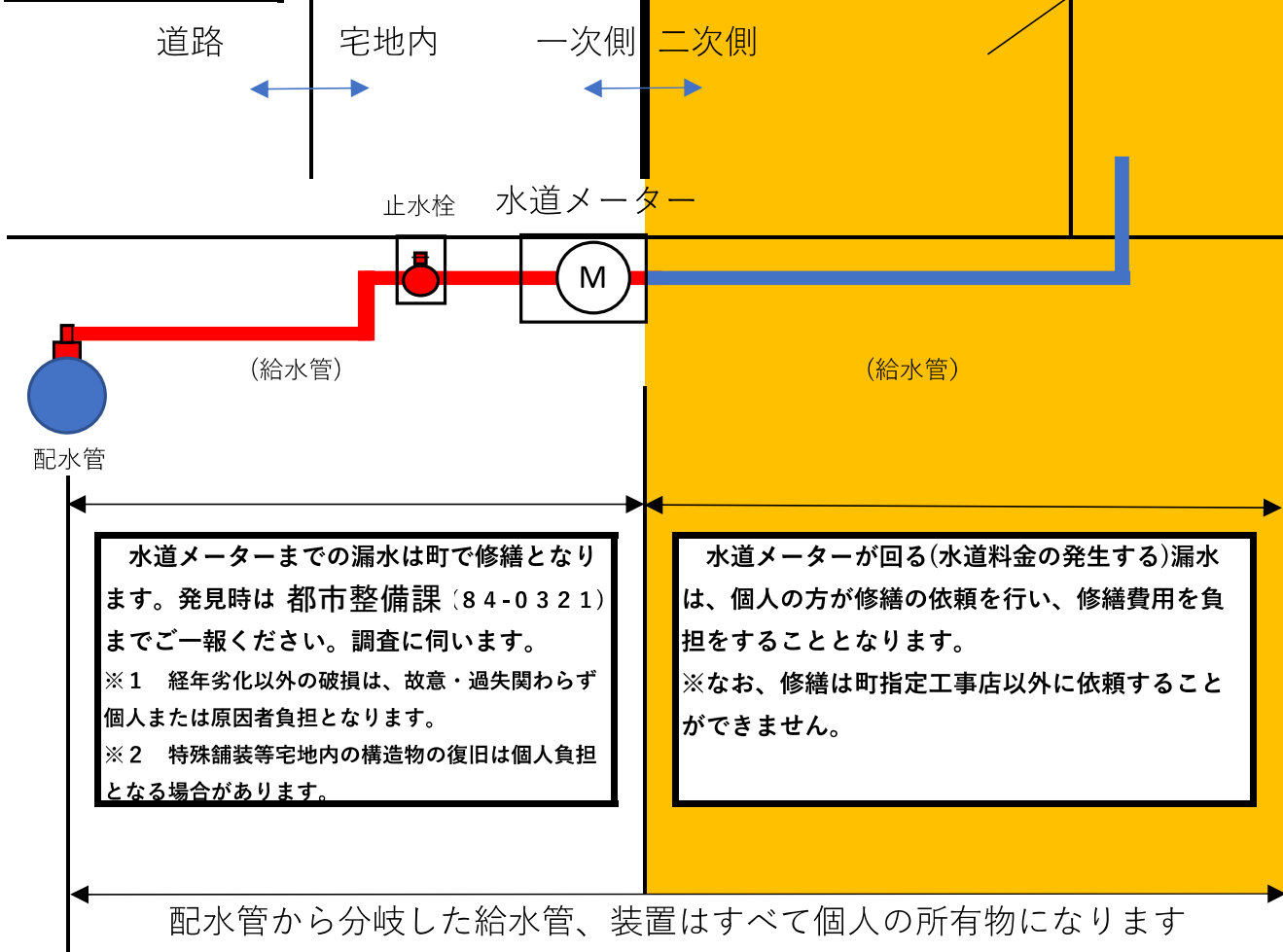


# 宅地内漏水の判断



水道メーターまでの漏水は町で修繕となります。発見時は 都市整備課 (84-0321) までご一報ください。調査に伺います。

- ※1 経年劣化以外の破損は、故意・過失関わらず個人または原因者負担となります。
- ※2 特殊舗装等宅地内の建造物の復旧は個人負担となる場合があります。

水道メーターが回る(水道料金の発生する)漏水は、個人の方が修繕の依頼を行い、修繕費用を負担することとなります。

※なお、修繕は町指定工事店以外に依頼することができません。



メーターの銀色の円盤が回っている場合は、水道料金が発生します。

宅地内すべて（外水栓も含め）の水道を止めた状態で円盤が回る場合は、二次側のどこかで漏水している可能性があります。

配水管から分岐した給水管、装置はすべて個人の所有物になります